

別記

要求書

(1) 解雇手當 日給百五十日分 (勤続年数ニ不問)

(2) 勤続手當

10年未満 日給六十日分

30年未満 日給百五十日分

50年未満 日給百四十日分

70年未満 日給百六十日分

70年以上 日給百七十日分

増ス (以上)

労働基準法

労基第七一二号

大正十四年六月八日

警視總監 太田 政 弘



14.6.11
第848号

内務大臣 若槻禮次郎殿
東京警備司令官 菊地慎之助殿
社会局長 官長 岡隆一郎殿
東京地方裁判所 檢事 山 殿
京都大阪神奈川愛知兵庫静岡
岡山福岡各府縣 長官 殿

株式会社吉村木工所 勞働爭議ニ關スル件 (第二報)